

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

証拠説明書

2007(平成19)年1月30日

宇都宮市地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら代理人 弁護士 大 木 一



同 同 米 田 軍 平



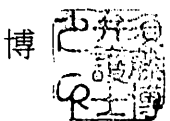
同 同 山 口 益 弘



同 同 若 狭 昌 稔



同 同 須 藤 博



号証	証処の標目 (原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲B56	H12貯水池周辺斜面安定 対策検討業務報告書(抜粋)/写し	2001.3	財団法人国土技 術研究センター	①ダムサイト地盤の地形・地質の 概要、②貯水池周辺の地質と地質 上の工学的問題点等(16頁)、③ 本報告書作成時までの、貯水池地 滑り関係の調査の概要(19~26頁)、④左岸林地地区のそれまでの地 すべり調査の概要、「地すべり地 」を上流側と下流側の2カ所に特 定するまでの検討経緯(42頁~)、⑤同地区の林層は、不動岩貫入 岩体の影響を強く受けて、風化や 熱水変質を受け、軟弱崩壊して いること、⑥前記地すべり機構等 の検討経緯に鑑み、林地地区の「地 すべり」を、上記2カ所に絞るこ とについては、調査と検討が不足 しており、国交省の判定は根拠が 薄弱であること、⑦二社平地区の 地すべり機構については、同報告 書の記述のとおりであり、尾根筋 は現状でも不安定な状態にあるこ と(119頁~)⑧林地地区も二社平 地区も、対策工事は斜面末端で「 抑え盛土工」だけであるが、両地 区の地すべり機構から考えて、有 効な対策工事とはなりえないこと 、⑨右岸「小倉地区」(⑮)につ いては、現場の地質状況等を見誤 り、「地すべり地ではない」とし ていること(26頁)等
甲B57	H10林地地区地質調査(その 2)報告書/写し	1999.3	日鉄鉱コンサル タント株式会社	本報告書は、甲B56の2年前に作 成されたものであり、本報告書作 成時点で「現在まで地すべりの範 囲、地すべり面深度、ブロック区 分、地すべり発生機構等解明され ていないことが多い。」(41頁)

				とし、「今後はお用意な地すべり面の有無を確認し、地すべり機構の詳細が把握できるような調査が必要と思われる。」としており、林地区の地すべり機構が明確されていないこと等
甲B58	H8 横壁地区地質調査報告書 (抜粋) / 写し	1997.2	明治コンサルタント株式会社	①ハツ場ダム予定地上流右岸一帯の地形・地質の概要、②同地域の「林層」は不動岩貫入岩体の影響を受けており、右岸一帯は、風化や熱水変質を被り、軟弱な状態になっていること (同報告書53頁外)、③白岩沢右岸地区には、現在でも「地すべり」ないし「表層崩壊」が起きていること (149～186頁)、④西久保地区では、満水位と洪水期制限水位との貯水池の水位の昇降の影響を受けて、段丘の堆積層の土砂の流出が起り、ひいては、代替造成地の盛土の流出にもつながるおそれがあること (127頁外)、⑤同報告書は、西久保地区は地すべり地ではないとしていたこと (124頁) 等
甲B59	国土交通省の貯水池地すべりに対する見解 (ハツ場ダム工事事務所ホームページ)		ハツ場ダム工事事務所	①国土交通省が、「ハツ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」の検討結果を、事実上、同省の見解として公表していること、②同委員会は、従前の調査結果を検討した結果、地すべり対策を行う箇所を、林地区で2カ所、二社平地区で1カ所としたこと、③地すべり対策を採るとした3カ所について、地質・地所が記述されており、地すべり地として認定するに至った判断経過が示されていること、④右岸「小倉地区」については、当初の要対策箇所3カ所の中に

				は入っていなかったが、平成10年の集中豪雨で、小規模な地すべりが発生したとして、対策を行ったとの証言があること。
甲B60	「地質・地形」（吾妻渓谷周辺およびその南西域）（抜粋）／写し		長野県教育委員会	①林地区の地すべり履歴・同地区斜面の最上部に明瞭な滑落崖が形成されていると指摘していること ②西久保地区の対岸には、「中棚破砕帯」が存在しているとしてきていること等